

仕様書

1. 件名

消耗品購入（非常用保存飲料水等）（本局等）

2. 仕様及び調達数量

商品名	メーカー	品番	単位	数量
非常用保存飲料水 5年保存水 2L 6本入り	富士ミネラルウォーター (株)	4082081350	箱	100
缶入りミルクビスケット保存缶（5年） 24缶	（株）ブルボン	4082118217	箱	24
缶入りクラッカー保存缶（5年） 24缶	（株）ブルボン	4082118216	箱	24

3. 納入場所

別紙のとおり

4. 納入について

- (1) 令和8年2月27日（金）までに所定の納品先へ納入を行うこと。
- (2) 納入する物品は、新品であること。
- (3) 納入にあたっては、当局職員の検査を受けたのち、指示する場所へ運び入れることとし、検査合格後、納入完了とする。なお、検査の結果、全部または一部に不合格を生じた場合には、受注者は直ちに当該物品を取り戻し、その代替品を指定した日時までに納入するものとする。なお、交換に要した費用は受注者が負担するものとする。

5. 請求及び支払い

- (1) 代金の請求は、検査合格後に書面にて行うものとする。
- (2) 適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定銀行口座に払い込むことにより支払うものとする。なお、発注者の責に帰する事由により、支払が遅延した場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払日までの日数に応じて未払金額に年2.5%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。
- (3) 消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

6. その他

- (1) 送料、組立設置費、引取料等、本件の履行に要するすべての経費を契約金額に含むものとする。
- (2) 本仕様に基づく全ての作業において発注者が提供した業務上の情報は、契約期間はもとより契約終了後においても第三者に開示または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を

講じること。

(3) 本仕様書に記載のない事項、または契約履行上生じた疑義については、担当者と協議を行い、
担当者の指示に従うこと。

7. 担当者

四国運輸局総務部会計課 調度係

087-802-6717

【別紙】

	非常用保存水	クラッcker	ミルクビスケット
【徳島運輸支局】 (本庁舎) 088-6222-7622 〒770-0941 徳島市万代町3丁目5-2徳島第2地方合同庁舎	10箱	2箱	2箱
【徳島運輸支局】 (応神町庁舎) 088-641-4811 〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-1	10箱	3箱	3箱
【香川運輸支局】 087-882-1357 〒761-8023 高松市鬼無町字佐藤20-1	10箱	3箱	3箱
【愛媛運輸支局】 089-956-9957 〒791-1113 松山市森松町1070	10箱	3箱	3箱
【今治海事事務所】 0898-33-9001 〒794-0033 今治市東門町4-3-16	10箱	3箱	3箱
【宇和島海事事務所】 0895-22-0260 〒798-0003 宇和島市住吉町3丁目1-3 宇和島港湾合同庁舎	5箱	2箱	2箱
【高知運輸支局】 (本庁舎) 088-832-1175 〒780-8010 高知市桟橋通5丁目4-55	10箱	1箱	1箱
【高知運輸支局】 (大津庁舎) 088-866-7311 〒781-5103 高知市大津乙1879-1	10箱	3箱	3箱
【四国運輸局】 (本局) 〒760-0019 高松市サンポート3番33号	25箱	4箱	4箱
合計	100箱	24箱	24箱